

農地転用届出書（5条）記載方法

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

平成21年12月 1日

(あて先) 千葉市農業委員会会長

譲受人 (借人) **株式会社稲毛 代表取締役 稲毛 次郎** (代表者印)

譲渡人 (貸人) **緑 太郎** (印)

次のとおり転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項第6号の規定により届け出ます。

1 当事者の氏名(名称及び代表者の氏名)、住所(主たる事務所の所在地)及び職業(業務の内容)

当事者の別	氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	職業(業務の内容)
フリガナ	カフシキガイシャイナゲ	千葉市中央区千葉港1丁目1番地	不動産業
譲受人(借人)	株式会社稲毛 代表取締役 稲毛 次郎	シーサイドコーポ9909号	
譲渡人(貸人)	緑 太郎	千葉市若葉区花見川10丁目9番9号	農業

2 土地の所在、地番、地目及び面積並びに所有者及び耕作者の氏名・住所

土地の所在	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	所有者の氏名・住所	
		登記簿	現況		耕作者の氏名・住所	耕作者の氏名・住所
千葉市 緑 区 若葉町9丁目	999番9	畑	休耕	100	譲渡人と同じ	譲渡人と同じ
(仮換地 ○○街区○番○)				○○○m <sup>2</sup>		
(一体利用地 若葉町9丁目)	○○番○	宅地		○○○m <sup>2</sup>		
計				100 m <sup>2</sup> (田		100 m <sup>2</sup> )

3 権利の設定・移転しようとする契約の内容

権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他
所有権	設定・移転	受理通知後	永久	

4 転用計画

転用の目的	工事着工時期	工事完了時期	開発許可を要しない転用行為にあっては都市計画法第29条の該当号	
宅地	平成21年12月 3日	平成21年11月30日		1
建築物の用途	構造	棟数	延床面積	取水及び排水施設
一般個人住宅	木造2階建	1	99.46m <sup>2</sup>	水道、下水道

5 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要

**フェンスブロックを設置し、被害が出ないようにします。**

※ 受理通知書

千市(農)第5号の

譲受人氏名  
譲渡人氏名  
千葉市農業委員会会長

農地法第5条第1項第6号の規定により提出のあった上記の届出書は、平成 年 月 日到達したので、届出書記載のとおりこれを受理し、同日にその効力が生じたので、農地法施行令第17条第2項の規定により通知する。

※内は記入しないでください。届出書持参者氏名 **稲毛 三郎** 電話番号 **043-245-5767**

差出人(譲受人・譲渡人)欄は、記名押印してください。  
個人の場合は認印で結構です。法人の場合は代表者印を押印してください。

氏名・住所や土地の所在・地番は、省略せずに住民票や登記簿等のとおり記載してください。  
(株) → 株式会社  
2土地の所在、地番  
2-2-1 → 2丁目2番1  
住所・所在地  
住居表示の場合  
2-2-1 → 2丁目2番1号  
地番表示の場合  
2-2-1 → 2丁目2番地1

転用を伴う所有権の持分を移転する場合は、譲受人氏名欄に移転する持分(移転後の持分ではありません。)を記入してください。  
例 稲毛 太郎(持分2分の1)

仮換地された土地を転用する場合は、従前地番に併せて、仮換地の符号、面積を記入してください。  
一体利用地がある場合は、地番、地目面積を記入してください。  
空欄の行がある場合は、末尾に「以下余白」と記入してください。

3の記載例

権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の存続期間
所有権	移転	永久
賃借権	設定	○○年
使用貸借による権利	設定	○○年

工事着工時期は受理通知の予定日以降にしてください。なお、次のような記載でも結構です。  
・工事着工時期: 受理通知日の翌日  
・工事完了時期: 工事着工後3か月

「転用目的」の記載例  
・宅地 ・駐車場 ・資材置場  
・公衆用道路 ・宅地の拡張

「建築物の用途」の記載例  
・農家住宅  
・一般個人住宅  
・集団住宅  
・店舗

周辺に農地がなく、被害防除を必要としない場合には、「周辺に農地なし」と記載してください。

提出部数は、届出書が2部、添付書類が1部です。